

お知らせ（薬） 006
平成26年6月20日

医薬品マスターの改定について

今般、平成26年6月20日付け厚生労働省告示第263号及び同第264号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、同第263号による医薬品について、医薬品名と規格単位が32文字を超えるものは、別紙1の1のとおり「医薬品名・規格名」欄の漢字名称等を省略し、容量が不明な注射薬（4品目）は、別紙1の2のとおり「注射容量」欄を「0」に設定し収載しております。

また、薬価基準収載医薬品の商品名について、別紙2のとおり新たに医薬品コード（83品目）を設定しましたので、併せてお知らせします。